

○ 薬事法施行規則第 15 条の 2 の規定に基づき濫用等のおそれのある医薬品として厚生労働大臣が指定する医薬品は、以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

1 エフェドリン

2 コデイン（鎮咳去痰薬がい たんに限る。）

3 ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬がい たんに限る。）

4 ブロムワレリル尿素

5 プソイドエフェドリン

6 メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬がい たんのうち、内用液剤に限る。）